

# 相続定期預金

平成30年4月1日現在

商品名 (愛称)	大地みらい信用金庫相続定期預金「みらいへ」
販売対象	・個人の方で、相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資として、当金庫で定期預金を新規預入する方
期 間	・3年(元金および元利金自動継続扱い)
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上 ・1円単位 ※相続により取得した資金の範囲内とします。また、1口あたりの限度額は500万円以内とします。
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します
ご用意いただくもの	・お手続きの際には、次の書類が必要となります。 ① 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ② お届け印 ③ 遺産分割協議書(写) ④ 金融機関に提出した相続に関する依頼書等(写) ⑤ 戸籍謄本(写)および被相続人名義の解約済通帳または計算書等 ※③～⑤はいずれか確認できるものとさせていただきます。 詳しくは、窓口までお問い合わせください。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 新規預け入れ時のスーパー定期の3年もの店頭表示金利に、「年0.20%」を上乗せした金利を約定利率とし、証書に表示する約定利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算とします。
税 金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	—
付加できる 特約事項	・法令に定められた条件を満たす個人のお客様は、お申込みによりマル優の取扱いが可能です。 ・総合口座への組入れはできません。
中途解約時の 取扱い	・中途解約利率は別表「定期預金の中途解約利率一覧」の1. 自由金利型定期預金[M型](スーパー定期)に準じ、預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います
金利情報の 入手方法	・窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置: 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務ソリューション部(9時~17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 ・紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務ソリューション部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務ソリューション部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します(金利の上乗せはいたしません)。 ・新規預入れ時の上乗せ金利は変更となる場合がございます。 ・預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます)。

預-25